

防災備蓄倉庫を整備し、 災害時に共助の力を！

～防災備蓄倉庫を設置・修繕する町会・自治会を支援します～

東京都は、地域における備蓄環境の整備を後押しし、災害時に共助の力を発揮できるように、町会・自治会の防災用備蓄倉庫の購入・設置及び修繕に係る費用を支援します。ぜひ、ご活用ください。

設置



【対象経費】

- ✓ 運搬・設置・工事・撤去に係る費用
- ✓ 建築確認に係る費用
- ✓ 付属する備品（鍵、棚、名入れなど）の購入・設置等に係る費用

修繕



【対象経費】

- ✓ 防災備蓄倉庫の修繕に係る費用
- ✓ （新たに棚を設置するなど）倉庫の備蓄機能の強化に係る費用

対象

都内に所在する単一町会・自治会 200町会・自治会

助成額

上限70万円まで、助成対象経費の10/10

※他の制度による補助等の対象となる、又は対象となっている経費がある場合、助成金の総額は助成対象経費及び70万円を超えることはできません。

その他

- ✓ 本助成は資機材の格納を対象としており、それ以外の備蓄は対象外です。
- ✓ 申請に当たり、設置場所の確保と許可を得ることを事前にお願ひします。設置調整に関するご相談は受けかねますので、ご了承ください。

募集スケジュール

	申請受付期間	申請書類原本の提出期限	交付決定予定	事業実施期間 (設置・修繕完了日)
第1回	令和7年7月7日(月) ～7月31日(木)	8月15日(金)	9月上旬	交付決定日以降～ 令和8年1月30日(金)
第2回	8月1日(金) ～8月29日(金)	9月12日(金)	10月上旬	
第3回	9月1日(月) ～9月30日(火)	10月15日(水)	11月上旬	
第4回	10月1日(水) ～10月31日(金)	11月14日(金)	12月上旬	

お問合せ

東京都生活文化局
都民生活部
地域活動推進課

☎ 03-5388-3166



S1161202@section.metro.tokyo.jp

詳細はこちら



令和7年度 町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成金 募集要項

東京都は、町会・自治会が地域において行う備蓄の環境整備を広域で後押しし、災害時に共助の力が発揮できるよう支援していくことを目的に町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成を実施します。

このたび、以下のとおり募集を行いますのでお知らせします。

1 概要

(1) 助成内容

- 町会・自治会において、防災備蓄倉庫の設置及び修繕等に係る経費を助成します（防災備蓄倉庫の運搬・設置・工事・撤去にかかる諸費用や建築確認にかかる費用も助成対象となります）。
- 用地の取得又は借り入れに係るもの及び造成にかかる費用は助成対象外です。

(2) 助成対象団体

単一町会・自治会

※ 都内の区市町村に届出等を行い町会・自治会として名簿登録されている等、区市町村において町会・自治会として登録・把握されている団体が対象です。

※ マンション管理組合は対象外です。

※ 申請者は町会・自治会であり、自主防災組織としての申請は対象外です。

(3) 助成予定団体数

200団体

※ 予算の範囲内での助成金の交付となります。あらかじめご了承ください。

(4) 助成対象経費

防災備蓄倉庫の設置及び修繕等にかかる経費

※ 購入物品の単価上限額はありません。なお、助成限度額を超える部分は、申請者の負担となります。

※ 対象となる防災備蓄倉庫は、現在の防災備蓄倉庫設置数にかかわらず、1団体あたり1台とします。

ア 設置にかかる費用

- ・防災備蓄倉庫本体の購入費用及び運搬・設置・工事・撤去にかかる諸経費を含みます。
- ・防災備蓄倉庫の建築確認等にかかる経費も対象です。
- ・防災備蓄倉庫に付属する備品（鍵、棚、名入れなど）の購入・設置等にかかる経費も含みます。

イ 修繕にかかる費用

- ・防災備蓄倉庫の修繕にかかる費用が対象です。
- ・棚を新たに設置し収納力を強化するなど、倉庫の備蓄機能の強化にかかる費用も対象とします。

(5) 助成限度額

70万円（助成率：10/10）

- ※ 国及び他の地方公共団体の防災備蓄倉庫の助成制度と併用する場合、補助金の総額は助成対象経費及び70万円を超えることはできません。

(6) 申請回数

申請は1団体につき1回限りです。

(7) その他

- ・本助成で対象とする防災備蓄倉庫は、以下に掲げる防災資機材を備蓄するためのものです。助成対象の防災備蓄倉庫に、水や食料を備蓄することはできません。

区分	物品
1 情報連絡用	無線機、拡声器、携帯用ラジオ等
2 消火用	動力ポンプ、ホース、消火器、防水衣、バケツ等
3 水防用	防火シート、土のう、シャベル、救命胴衣等
4 救出救護用	AED、救出用工具、救急箱、はしご、担架、防塵マット、ロープ等

5 避難所・避難用	テント、懐中電灯、簡易トイレ、寝袋、毛布、発電機、蓄電池ソーラーパネル、投光器、大型炊き出し器等
6 その他	その他知事が必要と認めたもの

2 募集スケジュール

	申請受付期間	申請書類原本の提出期限	交付決定予定	事業実施期間 (設置・修繕完了日)
第1回	令和7年7月7日(月) ～7月31日(木)	8月15日(金)	9月上旬	交付決定日以降～ 令和8年1月30日(金)
第2回	8月1日(金) ～8月29日(金)	9月12日(金)	10月上旬	
第3回	9月1日(月) ～9月30日(火)	10月15日(水)	11月上旬	
第4回	10月1日(水) ～10月31日(金)	11月14日(金)	12月上旬	

3 申請方法

(1) 必要書類

- ア 助成金交付申請書(第1号様式)
- イ 見積書等(内訳の詳細がわかるもの)【写し】
- ウ 位置図、敷地平面図【写し】
- エ 防災倉庫構造図、防災倉庫見取図【写し】
- オ 土地の権利関係を明らかにした書類(登記事項証明書の写、土地使用承諾書等)【写し】

※ 事前に、設置場所の確保と許可を得ることをお願いします。

- 公園等国又は地方公共団体等の所有地に設置する場合
 - ・許可書【写し】
- その他

- ・設置する土地の不動産登記事項証明書【写し】
 - ・土地所有者の土地使用承諾書等【写し】
- カ 助成対象経費に国及び他の地方公共団体の制度による補助等の対象となる、又はなっている経費がある場合、交付決定通知書等【写し】
- キ 団体の会則【写し】
- ク 団体の役員名簿【写し】

(2) 申請方法

郵送又は電子申請（予定）

詳細は別途お知らせします。

4 交付決定

提出された申請書を審査し、交付決定を行い、通知します。

倉庫の購入や契約など、防災備蓄倉庫の設置及び修繕等に必要な行為は、交付決定通知書の受領後に行ってください。

※ 交付決定通知書受領前にした契約等にかかる経費は、助成対象にならない場合があります。

※ 本制度に「概算払い」は有りません。申請者の費用で倉庫を設置した後、助成金の請求をしてください。

5 事業を変更または中止する場合

交付決定後に事業を変更または中止する場合は、事前に東京都の承認が必要になります。まずは事務局あて電話にて連絡ください。

必要に応じて変更承認申請書（第4号様式）を提出していただきます。

6 実績報告

事業完了後、提出期限までに実績報告書（第7号様式）を提出してください。

(1) 提出期限

事業完了後2週間以内

(令和8年1月末まで実施する事業の場合は令和8年2月13日(金)まで)

(2) 必要書類

ア 実績報告書（第7号様式）

イ 領収書【写し】

ウ 助成対象倉庫を設置等したことが分かる写真

- エ 支払金口座振替依頼書
- オ 通帳見開きページ（支店名、口座番号、口座名義人の記載がある箇所）の
コピー
- カ 委任状（様式 B）（※口座名義人が、団体名+会長以外の場合のみ提出）

（3）報告方法

郵送又は電子申請（予定）
詳細は別途お知らせします。

（4）注意点

- ① 経費の支払にあたり、**ポイントカードは使用しないでください。**物品購入に伴うポイントの付与が判明した場合、当該ポイント分（一律1ポイント1円換算）を助成対象経費から除外します
- ② 経費の支払にあたり、**商品券等の金券やポイントは使用しないでください。**使用が判明した場合、当該金額分を助成対象経費から除外します。
- ③ 申請団体の**役員や内部団体への支払経費は対象外**となります。

7 助成金額の確定

実績報告書類を確認し、助成金額の確定後、助成金額の確定通知を送付します。

8 助成金の支払い

額の確定後、助成金額確定金額を口座振替によりお支払いします。お支払いは町会・自治会の口座に限ります。（**個人名義の口座は使えません。**）

9 その他

本事業は、業務委託を予定しています。
詳細は、別途お知らせします。

10 担当部署

東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課
電話 03-5388-3166

東京都「町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成金」活用相談書

町会防災資機材倉庫については、原則、公園などの区有地に対して「一町会一倉庫」で配置の許可をしているところですが、可能な範囲で、倉庫のサイズを大きくすること等のご相談には応じたいと考えています。

東京都への申請には、倉庫の図面や土地の権利関係を明らかにした書類（土地使用承認書・占用許可証等）などの提出が必要です。公園・児童遊園、その他区所有地にある倉庫に関しては、当助成を活用する場合、必ず下記担当まで相談書をご提出ください。

町会名	
連絡担当者氏名	(役職：)
連絡先	自宅 携帯電話
確認の上 ☑してください	<input type="checkbox"/> 別紙も作成し、あわせてご提出ください。 <input type="checkbox"/> 助成の対象となる倉庫は、防災資機材を備蓄するための倉庫です。水や食料の備蓄用倉庫は対象外です。 <input type="checkbox"/> 都所有地や私有地等の倉庫に関しては、この相談書の提出は必要ありません。直接、土地所有者へご相談いただき、土地使用承認書等をご準備の上、東京都へご申請ください。

助成金活用方法	<input type="checkbox"/> 撤去して新たに設置 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 鍵・棚設置等 <input type="checkbox"/> その他 ()
当助成を活用したい倉庫の場所	住所：

※既存の倉庫の活用状況を確認させていただくことがあります。

※既存の倉庫の活用状況等によっては、ご希望に添えない場合があります。

例えば、区の公園内に既に倉庫が1基ある場合には、公園内に追加で倉庫を設置することはできません。ご承知おきください。

※当助成金には概算払いの制度はありません。相談・申請を経て、設置等の費用を町会で負担し、都へ実績を報告（事業完了後2週間以内）してから助成金が振り込まれます。

【提出先及び問い合わせ】

区民活動推進課地域振興グループ

電話 03-3981-0479

メール A0029701@city.toshima.lg.jp

